

償却資産申告 Q & A

1. 償却資産申告について

内 容	説 明
「なぜ、償却資産に固定資産税がかかるのか」	構築物、機械等を所有する事業者が所在の市町村から行政サービスを受けていることを鑑み、土地家屋同様に応益課税の原則の考えに沿って課税するものです。
「来年から事業を始める予定で、今年中に購入したものは申告の対象となるか」	法人登録等をしておらず、賦課期日(1月1日)現在で事業を行っていない場合は、課税対象となる事業主体(＝納税義務者)が存在しないこととなりますので、申告の必要はありません。来年度に申告して下さるようお願いいたします。
「免税点(課税標準額 150 万円)未満で課税されていないのに申告書が届いたが、申告は必要か」	償却資産をお持ちですので、必ず提出してください。資産の増減がなければ、申告書備考欄の「2 資産増減なし」に○をつけて提出してください。増減がある場合は、『種類別明細書』を添付して提出してください。
「償却資産申告書が送られてきたが、意味が分からない」(個人名で送付されたもの)	今回の申告書は、市川保健所へ営業許可を申請された方宛てに送付しています。申請者のお名前で通知しましたが、事業所がある場合は、事業所名で申告して下さるようお願いいたします。
「浦安市に資産がないのに申告書が送られてきた」	今回の申告書は、市川保健所へ営業許可を申請された方宛てに送付しています。イベント等で申請された場合でも、こちらでは区別がつかないため、送付しました。申請は不要ですので、書類は破棄して下さるようお願いいたします。
「浦安市へ申告済なのに、白紙の申告書が送られてきた」	今回の申告書は、市川保健所へ営業許可を申請された方宛てに送付しています。申告済の方へは送らないようチェックしましたが、チェックもれがあり、ご迷惑をおかけしました。白紙の申告書は破棄して下さるようお願いいたします。
「該当する償却資産を持っていない」	償却資産は、土地建物以外で事業に使用するものが対象となります。家庭用に使用している備品類(パソコン、テレビ・応接セット等)であっても、事業と兼用で使用される場合は、償却資産として扱います。まったく該当するものがない場合は、申告書備考欄の「3 該当資産なし」に○をつけて提出してください。
「共同住宅(アパート・マンション)を営んでいるが、家屋は課税されているので、償却資産の申告はいらぬのではないか」 「共同住宅の償却資産には、どのようなものがあるか」	建物本体は、家屋として課税されていますが、付属設備は償却資産の対象となります。 「申告の手引き」P.3 の図にありますように、塀やフェンス、門、看板、駐車場等の舗装路面、植栽、外灯、屋外給排水設備、受変電設備(キュービクル)、ルームエアコン、太陽光発電設備等が該当します。

2. 申告方法について

内 容	説 明
<p>「電子申告(エルタックス)はできるか」 「資産が多い場合、どうすればよいか」</p>	<p>電子申告（エルタックス）に対応していますので、地方税ポータルシステムのHPから届け出てください。 資産が多い場合は、PDFや表計算ソフトで作成した種類別明細書を添付資料として、提出してください。</p>
<p>「以前に全資産減少で申告したが、金額が記載されていない申告書を送られてきた。現在、廃業（解散・転出等）して、資産は持っていない」 「該当資産なしで申告したのに、金額が記載されていない申告書を送られてきた」</p>	<p>全資産減少で申告されただけでは、今後も事業を続けていくのか、こちらで判断することはできません。 備考欄の「事業廃止等」に事由と日付を記入して、提出してください。</p>
<p>「資産の増減はない」</p>	<p>申告書備考欄の「3 資産増減なし」に○をつけて提出してください。</p>
<p>「決算等の関係で、提出期限(1/31)に間に合わないが、どうすればよいか」</p>	<p>提出期限を過ぎても受付しますが、遅くなると4月当初の納税通知書発送時に正しい税額を通知することができなくなりますので、お早めに提出されるようお願いします。</p>
<p>「送付されてきた申告書・種類別明細書の内容がおかしい」 (数値に誤りがある、資産内容が違う、課税標準額が自社計算と違う 等)</p>	<p>金額・取得年月・耐用年数・特例・端数処理・減価残存率等の適用に誤りがないかご確認のうえ、お問い合わせください。</p>
<p>「申告漏れの資産があった」</p>	<p>申告書備考欄の「2 資産増減あり」に○をつけて、『増加資産・全資産用種類別明細書（緑色印刷）』を添付してください。 昨年度分以前の申告についても申告が必要となりますので、今年度分とは別に申告してください。 申告書はHPで取得するか、お問い合わせいただければ送付します。</p>
<p>「資産内容に誤りがあった」 「平成20年度耐用年数省令改正で、耐用年数が直っていないものがあった」</p>	<p>申告書備考欄に「修正資産あり」と記入して、『減少資産・修正連絡用種類別明細書（赤色印刷）』に正しい内容を記入してください。資産コードはこちらから送付した種類別明細書のコードを使用してください。 修正の数が多い場合は、送付した種類別明細書を修正して提出くださってもかまいません。 昨年度分以前の申告についても申告が必要となりますので、今年度分とは別に申告してください。 申告書はHPで取得するか、お問い合わせいただければ送付します。</p>
<p>「中古で取得した資産の耐用年数は、どのようにすればよいか」</p>	<p>中古資産の最初の取得額と取得年月が判明している場合は、その内容を記載します。中古資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、使用可能期間を見積り、耐用年数とすることができます。算出方法は、「申告の手引き」P.10を参考にしてください。</p>

<p>「中古や移動で取得した機械が平成 20 年度耐用年数改正を適用した資産であった場合は、どうすればよいか。」</p>	<p>種類別明細書（増加用）の耐用年数欄に現行の年数を記入し、備考欄に改正前の年数を記入してください。 内容がわかるように「H20 改正 前〇年」と記入してください。</p>
<p>「現在使用しておらず、将来も使用できないような状態（維持補修をしていない）にある資産も申告するのか」</p>	<p>維持補修が行われず、現在及び将来において使用できないことが客観的に明確で、解体又は撤去もされない資産は用途廃止資産となり、償却資産に該当せず固定資産税は課せられません。 ただし、第三者の判断が必要となりますので、職員が現状を確認させていただいた上での申告となります。 ※遊休資産・未稼働資産…現在使用されていなくても事業の用に供することができる状態（メンテナンスしている）にある資産</p>
<p>「現在、事業所として活動していない場合は、どうすればよいか」</p>	<p>事業所として活動していなくても、事業に使用することができる状態にある資産を持っている場合は、課税の対象となります。 事業所を廃止したり、解散したりした場合は、備考欄にその旨をご記入ください。</p>
<p>「償却資産に該当する車両は何か」</p>	<p>自動車税・軽自動車税が掛かっている車両は、すでに課税されていますので償却資産の対象外です。 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0,00 から 09 及び 000 から 099」、「9,90 から 99 及び 900 から 999」）、構内作業車や貨車、客車等は申告対象となります。</p>
<p>「10 万円未満のものは、申告しなくてよいのではないか」</p>	<p>税務会計上、減価償却の対象としている資産は、金額にかかわらず、償却資産の対象となります。 「申告の手引き」P.4「申告の必要がない資産」キの 10 万円未満の資産は、税務会計上固定資産として計上していないものが対象です。</p>
<p>「リース資産で申告するものはどういうものか」 （「申告の手引き」P.5（7）リース資産の取り扱い）</p>	<p>通常、リース資産は事業として貸付している事業者の資産として取り扱います。 ただし、リース終了後に無償譲渡されて最終的な所有者が借主の所有となる契約の場合は、地方税法第 342 条の規定により貸主と借主の共有資産とみなされ、借主の資産として借主が申告することになります。なお、契約上でリース会社が申告することになっている場合は、リース会社の申告でも問題ありません。二重申告にならないよう、リース会社に確認してください。</p>
<p>「リースアウト後に購入した場合の取得価額、取得年月と耐用年数はどうなるのか」</p>	<p>リース当初の取得価額、取得年月と耐用年数が適用されます。</p>
<p>「パソコンとソフトウェアを同時に購入した場合の申告はどうするのか」</p>	<p>伝票や明細等でパソコンとソフトウェアの代金が別々になっていれば、パソコンのみの申告となります。 ソフトウェアは無形減価償却資産ですので、申告の必要はありません。 ただし、OS や表計算ソフトのように当初からパソコンに組み込まれ、伝票や明細等で区分不可な場合は本体に含まれるものとなり、本体価格全体が償却資産の対象となります。</p>

「申告用紙を送ってほしい」	浦安市HPに償却資産申告書や他の書類が登録されていますので、ダウンロードすることができます。 「償却資産の申告」ページを開いて、ダウンロードしてください。複写式の用紙がご希望でしたら、送付します。
「耐用年数を教えてほしい」	償却資産の耐用年数は、総務大臣告示である「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められ、事業・用途・構造により耐用年数が異なります。 事業者様の事業や資産内容はわかりかねるため、浦安市HPに「耐用年数表」を掲載していますので、参考にしてください。
「耐用年数が過ぎた資産は、償却資産の対象にならないのではないか」	継続して使用している場合は、耐用年数を過ぎても資産として残っていますので、取得価額の5%が課税対象となります。 課税標準額は、国税では忘備価格として1円で申告しますが、固定資産税では取得価額の5%が評価額となります。
「即時償却した資産は、申告の対象となるか」	即時償却は、法人税・所得税法上の措置であり、地方税である償却資産とは関係ありませんので、申告の必要がありません。
「法人番号の場合、必要な書類はあるか」	法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトで公表されていますので、確認のための添付書類は必要ありません。

3. 変更・合併・廃業について

内 容	説 明
「廃業・解散した」 「転出した（浦安市に事業所はない）」	備考欄の「事業廃止等」に日付と事由を記入して、提出してください。
「法人の廃止届（廃業、解散、合併、又は転出等）を市民税課へ届出したのに、申告書が届いた」	法人税と固定資産税は別々の課税となるため、固定資産税課にも届出が必要となります。お手数ですが、申告書の備考欄の「事業廃止等」欄に日付と事由を記入して、提出してください。
「合併した」（浦安市内に事業所がある）	（合併で吸収した方） 合併による増加を前年中取得として、申告してください。 備考欄に合併した会社名を記入してください。 （合併で吸収された方） 申告書の前年前資産をすべて減少して、資産を0にしてください。備考欄「事業廃止等」に事由、合併年月日、及び合併先を記入してください。
「商号変更・移転をした」	申告書の所有者欄を訂正してください。 備考欄の「事業廃止等」に日付と事由（商号・移転）を記入して、提出してください。
「申告書提出以後に社名・住所変更、又は合併することになっているが、どうすればよいか」	備考欄、または文書により、変更内容及び変更年月日をご連絡ください。
「今まで個人事業主で申告（申告名称は事業所）していたが、法人登記した場合は、どうなるのか」	備考欄に「個人から法人へ変更」と記入して、提出してください。送付された申告書とは別に申告書を作成している場合は、送付された申告書も一緒に提出してください。

「今まで個人名で申告していたが、法人登記したので、事業所名に変更したい」	なお、口座振替をしていた場合、切替により口座振替でなくなる場合があります。
「個人経営の店だが、事業主が変更になった場合、どんな手続きが必要か。」 ※法人登記していない店舗・事業所等の場合	備考欄に「事業主変更」と記入して、提出してください。

4. 特例・非課税について

内 容	説 明
「課税標準の特例が適用される資産は何か」	<p>地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する課税標準の特例が適用される固定資産は、各法、省令等に定められた公共の危害防止施設（汚水又は廃液処理施設、ばい煙処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等）、保育事業設備、中小企業等認定先端設備や再生エネルギー発電設備等となります。</p> <p>対象となる資産については、「申告の手引き」P. 7 を参照してください。</p>
「わがまち特例とは何か」 「わがまち特例の対象となる資産は何か」	<p>平成 24 年度税制改正により、国が一律に定めていた地方税法の特例措置のうち、地方自治体が自主的に判断して条例で定めることができるようになったものが「わがまち特例（地域決定型地方税特例措置）」です。</p> <p>対象となる資産については、「申告の手引き」P. 7 を参照してください。</p>
「以前のようなコロナ特例はあるのか」	<p>国からコロナに対する特例についての通達はありませんので、例年どおりの申告になります。</p>
「中小企業者認定先端設備の特例の申請は、どうすればよいか」	<p>中小企業者認定先端設備の特例の内容は、HP または「申告の手引き」P. 6(12) 課税標準の特例が適用される資産 イ 中小企業者認定先端設備等に係る特例を参照ください。</p>
「太陽光発電設備は、償却資産の対象となるのか」	<p>事業に使用するために設置した太陽光発電設備が対象となります。事業所や工場、アパート等に設置された設備が対象となります。</p> <p>家庭用でも、10kw 以上の発電量がある場合は、売電を目的とした事業設備と見なされ、対象となります。</p> <p>※10kw 未満の家庭用のみ対象外となります。</p>
「東日本大震災で被災した資産の代わりに取得した資産の取り扱いはどうなるのか（代替資産特例）」	<p>代替資産特例の内容は、HP または「申告の手引き」P. 6(12) 課税標準の特例が適用される資産 ウ 東日本大震災による特例を参照ください。</p> <p>なお、未申告資産に対する代替取得の適用はありません。</p>
「非課税となる資産は何か」	<p>地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する非課税となる固定資産は、公共団体、独立行政法人、鉄道事業者、軌道経営者、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、医療法人等がその事業の用に供する固定資産で、各法、省令等に定められたものをいいます。</p> <p>なお、これらの団体の事業に有料で貸付した資産は、該当しません。</p>

<p>「減免が適用される資産は何か」</p>	<p>浦安市税条例第 71 条第 1 項第 2 号に規定する『公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）』ものが該当します。具体的には、認可を受けた社会福祉法人・学校法人等がその公益の用に供するための資産となります。</p> <p>その他、災害等により著しく価値を減じた場合（第 71 条第 1 項第 3 号）も申請の対象となります。</p> <p>減免申請は、納期限 7 日前までに提出が必要です。年度当初から減免を受けるには、第 1 期納期限の 7 日前までに提出してください。</p> <p>なお、継続して減免を受ける場合は、年度ごとに申請が必要となります。</p>
<p>【参考】浦安市税条例第 71 条</p>	<p>第 71 条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 →生活保護受給者等 (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。） →公益性のある認可団体等 (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産 →台風・地震等のり災者 (4) 前各号に掲げるもののほか特別の事由がある固定資産 →社会通念上課税することが不合理である資産 <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、規則で定める事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定によって、固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>